

行政文書の廃棄に関する意見の聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

平成 25 年 5 月 31 日までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている文書。

なお、平成 25 年度第 3 回目廃棄（平成 25 年度第 4 回委員会）で有識者の確認が未了であった 328 冊のファイルについても併せて諮問する。

廃棄対象行政文書ファイル数等の件数

	平成 26 年度 第 1 回目	平成 25 年度第 3 回目 (平成 25 年度第 4 回委員会)		
	廃棄対象ファイル数	2,990	17,449	
有識者現物確認対象数	(確認済) 425	(確認済) 800	(確認済) 328	(未確認) 51
有識者意見数	174	208	93	(未確認)
諮問状況	今回	終了	今回	次回

〔参考資料〕

別紙 1 「行政文書廃棄処分に係る基準表性質区分一覧」

別紙 2 「平成 26 年度第 1 回 廃棄対象行政文書ファイル数（所属別）」

別紙 3 「平成 26 年度第 1 回 廃棄対象行政文書ファイル数（性質区分別）」

平成 25 年度第 3 回目廃棄に係る廃棄対象行政文書ファイル一覧、別紙 1、2、3 は平成 25 年度第 4 回委員会資料で掲載したため割愛する。

2 これまで行った手続

(1) 県民からの意見聴取（県政パブリックコメント手続）

意見聴取期間

平成 26 年 8 月 11 日（月）から平成 26 年 9 月 9 日（火）まで

（前回の平成 25 年度第 4 回委員会（H26.3.5）で有識者確認未了のため保留されたファイルについては 1/20 から 2/18 までに実施済で提出意見 0 件）

意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを、県のホームページに掲載するとともに、県庁情報プラザ、各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

県民から提出された意見 0 件

(2) 有識者による現物確認及び意見聴取

意見の聴取先

九州大学 三輪教授（記録資料館 産業経済資料部門 記録資料館長）グループ

現物確認及び意見聴取期間

平成26年8月11日(月)から平成26年9月8日(月)まで

現物確認及び意見聴取方法

- ・ 廃棄対象行政文書ファイル一覧表の書類審査 (8月11日~9月5日)
- ・ 現物確認 (9月6日(土)~8日(月)の3日間)(前回委員会で有識者確認未了のため保留されたファイルについては7/20から7/21までに確認済)

一覧表の書類審査により歴史公文書の選別基準に該当するか否か不明な行政文書ファイル(425冊と328冊)を抽出し、当該ファイル現物の確認を実施。

有識者から提出された意見

別添 **資料1-2** 「有識者意見聴取結果表」のとおり

3 廃棄対象行政文書ファイル一覧

別添 **資料1-3** のとおり

掲載ファイル数 2,990 + 328 = 3,318 冊

廃棄が適当と考えられるもの **廃棄相当**

有識者が現物確認し、廃棄相当と判断したもの **現物確認**

有識者が現物確認し、歴史資料として重要な文書に

該当する旨の意見を付したのもの **保留**

有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物(印刷物等)

が別途保管されていれば廃棄可能との意見を付したのもの **条件付廃棄**

(内訳)

	平成26年度第1回目	平成25年度第3回目関係	計
廃棄相当	2,565	-	2,565
現物確認	251	235	486
保留	172	86	258
条件付廃棄	2	7	9
計	2,990	328	3,318

(参考) スケジュールについて

